

○川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

令和3年10月8日

告示第70号

(趣旨)

第1条 この要綱は、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽危険空き家の除却を促進することにより、町民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的として、老朽危険空き家の除却費用の一部を予算の範囲内で補助する川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、補助金等交付規則(昭和36年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象建築物)

第2条 補助金交付の対象建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に在するおおむね1年以上使用されていない建築物
- (2) 主として居住の用に供される建築物(併用住宅にあたっては延べ面積の2分の1以上を居住の用途に供するものに限る。)
- (3) 主たる構造が木造及び鉄骨造の建築物
- (4) 別表第1に定める空き家の不良度及び危険度の測定基準において、各評価項目につき当該評価内容に応ずる評点を当該評定区分ごとに合計した評点(その合計した評点が当該評定区分ごとに掲げる最高評点を超えるときは、その最高評点)を合算した評点が100点以上である建築物
- (5) 建築物の軒の高さが、建物の敷地内の位置と隣地(人が居住する建物が存在する建物をいう。)との境界線又は道(一般の交通の用に供するものをいう。)との境界線の距離を超える建築物
- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の規定により、町から助言及び指導の対象となっている建築物

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物は、補助対象外と

する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定による命令を受けている建築物
- (2) 公共事業等の補償の対象となっている建築物
- (3) 補助金の要件を満たすため、故意に破損又は放置した建築物
(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者。ただし、共有名義の補助対象建築物については、共有者全員の合意により選出された者とする。
 - (2) (1)に掲げる者の相続人
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者から補助対象建築物の除却についての同意を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象外とする。
- (1) 川本町税を滞納している者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者
 - (3) 過去に本補助金の交付を受けた者
 - (4) 補助対象建築物に所有権以外の物権(賃借権を含む。)の設定がある場合において、権利者から当該建築物の除却についての同意を得られない者
- 3 前項第4号の規定について、自ら調査を行ったにもかかわらず共有者又は権利者の所在等が不明であること、その他町長がやむを得ないと認める事由から補助対象建築物の除却について同意を得ることができない者が、自己の責任において除却を行う旨の書面を提出するときは、この限りではない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象建築物を除却する工事(以下「補助対象事業」という。)であって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

- (1) 補助対象建築物を全て解体撤去処分するもの

(2) 除却工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定による登録を受けた者が請け負う工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号にいずれかに該当する事業は、補助対象外とする。

(1) 補助対象建築物の除却費用について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けているもの。ただし、国土交通省が行う空き家対策総合支援事業又は島根県が行う島根県老朽危険空き家除却支援事業による補助金等の交付を受けているものについては、この限りではない。

(2) 補助金の交付の決定の前に補助対象事業に着手したもの

(3) 補助金の交付の決定の日の属する年度内に補助対象事業が完了しないもの

(4) 不動産販売、不動産貸付、駐車場運営等を業とするものが、当該事業のために除却を行うもの

(5) 物置、門扉、塀、樹木、家財、地下埋設物その他これらに類する物を除却するもの

(補助金の額)

第5条 補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表第2に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(事前調査)

第6条 補助金の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、次条に規定する補助金の交付の申請前に川本町老朽危険空き家除却支援事業事前調査申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 位置図(付近見取図)

(2) 配置図、平面図及び床面積求積図

(3) 現況写真(当該建築物及び周囲の状況がわかるもの)

(4) 補助対象建築物及び土地の所有者を確認できる書類(登記事項証明書等)

(5) その他町が必要と認める書類

- 2 前項の書類のうち、町長が提出困難と認め、かつ、現地の状況や関連する書類などから不要と判断できるものについては省略できるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請に係る書類等の内容の審査及び現地調査を行い、補助対象建築物に該当するか否かを判定し、川本町老朽危険空き家除却支援事業事前調査結果通知書(様式第2号)により申請予定者に通知するものとする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 老朽危険空き家除却実施計画書(様式第4号)
- (2) 申請者が補助対象建築物の所有者の相続人の場合、所有者と申請者との相続関係が確認できる書類(戸除籍謄本、住民票、家系図等の相続関係説明図等)
- (3) 補助金交付申請に係る同意書(様式第5号)※建物所有者と土地所有者が異なる場合
- (4) 補助金交付申請に係る確約書(様式第6号)※共有者、他の相続人がある場合
- (5) 除却工事に要する費用が確認できる書類(除却工事の見積書、積算書等)
- (6) 除却工事を行う者が、第4条第1項第2号に規定する許可又は登録を受けていることを証する書類の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の書類のうち、町長が提出困難と認め、かつ、現地の状況や関連する書類などから不要と判断できるものについては省略できるものとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条に規定する補助金交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定(却下)通知書(様式第7号)により、申請者にその内容を通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の写真(除却前・除却中・除却後)
 - (2) 除却工事契約書の写し
 - (3) 除却工事に要した費用の請求書の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの告示に違反したとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

別表第1(第2条関係)

空家の不良度及び危険度の測定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評点	最高評点
構造一般	基礎	(1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であ	10	45

の程度		るもの		
		(2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		(2) 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数カ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
		(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		(3) 屋根が著しく変形したもの	50	
	外壁	(1) 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
		(2) 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
防火上又は避難上の構造の程度	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 一の評価項目に対して該当する評定内容が複数ある場合における当該評定項目の評点は、その該当する評定内容に応ずる各評点のうち、最も高い評点とする。

別表第 2 （第 5 条関係）

除却工事区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
建物	建物の除却工事費の額(その額が標準除却費のうちの除却工事費の額を超えるときは、当該除却工事費の額)	補助対象経費の2分の1以内の額	100万円

備考

1. 「標準除却費」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいう。
2. 標準除却費は、この補助金の交付の決定をした時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用する。
3. 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

■交付申請額の算出シート

建物	除却工事費(a)		円
	延べ面積(b)		m ²
	国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費	木造	m ² × 円 / m ² = 円
		鉄骨造	m ² × 円 / m ² = 円
		合計(c)	円
	限度額を考慮した補助対象経費(d)	(a)と(c)の少ない方の額	円
	補助金額(e)	(d) × 1/2	円
交付申請額		(e)と 1,000,000 円の少ない方の額(1,000 円未満切捨て)	円

注) 変更申請の場合は、変更前の記載内容を上段に()書きすること。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

川本町長 様

川本町老朽危険空き家除却支援事業事前調査申請書

補助金交付の対象となる建築物の認定を受けたいので、次のとおり川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

認定申請者	氏名	㊞		□所有者
	住所			
	電話			□相続人
建物の所有者				
所有者との続柄	□ 本人 □ 配偶者 □ 子 □ 孫 □ その他()			
建物の所在地				
建物の構造	□ 木造 □ 鉄骨造			
建物の規模	延べ面積	m ²	階数	階
添付資料	□ 補助対象者であることを証する書類 □ 位置図 □ 現況写真 ※下記資料をお持ちであれば、添付してください。 □ 平面図 □ 登記事項証明書 □ ()			
危険な状況	(詳細に記入してください)			

(注)川本町老朽危険空き家除却支援事業の補助を受けて当該建物を除却しようとする場合は、別途申請手続きが必要となります。事業の着手(除却工事)は、補助金交付決定後に行ってください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

川本町長 印

川本町老朽危険空き家除却支援事業事前調査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました老朽危険空き家除却支援事業事前調査について、川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第6条第3項により、下記のとおり通知します。

- 1. 補助対象建築物該当の有無 該当 ・ 非該当
- 2. 住宅の所有者
- 3. 住宅の所在地
- 4. 住宅の構造
- 5. 住宅の規模 延べ床面積 階数 階
- 6. 住宅に附属する建築物・工作物
- 7. その他

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

川本町長 様

川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付申請書

川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金の交付を受けたいので、川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

申請者	氏名	㊞	□所有者
	住所		
	電話		□相続人
建物の所有者			
所有者との続柄	□ 本人 □ 配偶者 □ 子 □ 孫 □ その他 ()		
建物の所在地			
建物に附属する工作物			
補助対象経費	円		
補助金交付申請額	円(1,000 円未満切り捨て)		

添付書類

- (1) 老朽危険空き家除却実施計画書(様式第 4 号)
- (2) 申請者が補助対象建築物の所有者の相続人の場合、所有者と申請者との相続関係が確認できる書類(戸除籍謄本、住民票、家系図等の相続関係説明図等)
- (3) 補助金交付申請に係る同意書(様式第 5 号)※建物所有者と土地所有者が異なる場合
- (4) 補助金交付申請に係る確約書(様式第 6 号)※共有者、他の相続人がある場合
- (5) 除却工事に要する費用が確認できる書類(除却工事の見積書、積算書等)
- (6) 除却工事を行う者が、第 4 条第 1 項第 2 号に規定する許可又は登録を受けていることを証する書類の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

川本町長 様

申請者 住所

氏名 印

老朽危険空き家除却実施計画書

事業の実施場所 (建物の所在地)					
建物の概要		用途		構造	
		階数		延床面積	
解体 工事 業者	名称	(個人事業者の場合は、名称及び代表者の氏名)			
	住所				
	許可番号 (登録番号)	建設業の 場合	☐ 大臣 ☐ 知事 (-) 号 (工事業)		
		解体工事 業の場合	解体工事業登録 知事 号		
補助対象経費 (除却工事費)		円			
事業の実施予定期間 (除却工事の工期)		着工日	年 月 日	完了日	年 月 日

様式第 5 号（第 7 条関係）

補助金交付申請に係る同意書

私は、川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金の交付申請にあたり、下記の私有地に存在する老朽危険空き家を、その所有者である_____が除却することについて同意します。

なお、その老朽危険空き家を除却することにより、下記の私有地に係る固定資産税課税額が増加する場合がありますことについて承知しています。

記

所有地の地名地番

(除却しようとする老朽危険空き家の敷地の地名地番)

年 月 日

同意者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

川本町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

補助金交付申請に係る確約書

私は、下記の老朽危険空き家に係る川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金について、
他（共有者・相続人）を代表して交付申請、受領等一切の手続を行います。
なお、本補助金に関する（共有・相続）関係者との紛争等については、私が責任を持って解
決することを確約します。

記

老朽空き家の所在地 _____

敷地の地名地番 _____

様式第 7 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

川本町長 印

川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました老朽危険空き家除却支援事業補助金について下記のとおり決定しましたので、川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第8条により通知します。

記

1. 決定内容 交 付 ・ 不 交 付
2. 老朽危険空き家の所在地
3. 老朽危険空き家に附属する建築物・工作物
4. 交付決定額 円
5. 条 件 等

（不交付の場合はその理由）

様式第8号 (第9条関係)

年 月 日

川本町長 様

申請者 住 所

氏 名



電話番号

川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって、交付決定のあった川本町老朽危険
空き家除却支援事業補助金の実績について、次のとおり川本町老朽危険空き家除却支援事業
補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

所在地			
所有者			
所有者との続柄	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ その他（ ）		
補助対象経費	円	工事 期間	着手 年 月 日
補助金交付申請額	円		完了 年 月 日

添付書類

- (1) 除却工事の写真(除却前・除却中・除却後)
- (2) 除却工事契約書の写し
- (3) 除却工事に要した費用の領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

川本町長 印

川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました老朽危険空き家除却支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、川本町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第10条により通知します。

記

1. 補助金交付決定通知額 円
2. 補助金交付確定額 円

年 月 日

氏名 (印)

記

2 振込先

金融機関名		銀行・金庫 農協						店舗名		本店・支店 本所・支所 出張所						
預金種目		1 普通		2 当座				口座番号								
口座 名義	カナ															
	漢字															

別表第2(第5条関係)

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)